

崎遊協発第50号
平成29年3月1日
(1枚)

各支部組合長 殿

長崎県遊技業協同組合
理事長 松尾道彦

崎遊協発第45号文書(2月27日付)の再補足説明について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2月27日付、崎遊協発第45号「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が50%を超える営業所に対する措置について」を送付いたしましたが、皆様が使用する「確認書」につき、全日遊連から下記とおり再度の補足説明がきていますのでお知らせします。

組合傘下店舗の皆様へお知らせください。

記

【補足説明】

中古移動を依頼するすべてのホールの皆様がその都度提出することになる「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」につきましては、全商協・回胴遊商から通知文で示した確認書(崎遊協発第45号に添付)を使用するよう要請されました。

よって、全日遊連組合員用ホームページに確認書を作成しましたのでダウンロードして頂きますよう傘下組合員の皆様へご周知をお願い申し上げます。

※ ダウンロード要領

全日遊連組合員用ホームページのトップページ、右側に縦に並んでいるバナーの一番下に「新基準に該当しない回胴式遊技機に関する確認書」のバナーが作成されていますので、こちらからダウンロードができます。